

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日（木）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

(重点事項)	頁
1 平成23年度における生活保護法施行事務監査について -----	1
2 平成23年度における指定医療機関に対する指導及び検査について --	57
3 平成23年度における指定介護機関に対する指導及び検査について --	59
4 平成23年度における保護施設に対する指導監査について -----	62
 (連絡事項)	
1 平成23年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて ----	72
2 平成23年度各種研修等日程(予定) -----	72
 (参考資料)	
I 生活保護関係 -----	79
II 保護施設関係 -----	90

重 点 事 项

1 平成23年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、被保護世帯の増加傾向が続いているところであるが、各実施機関においては、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も一層高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取り扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を必要とする者が適切に保護を受けることができるよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第2のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが必要である。

次に、濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除及び被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対して指導いただいているところであるが、暴力団員による不正受給事案の発生など不正受給事案の増加に鑑み、一層の指導徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金や障害者自立支援給付など他法他施策の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導強化がさらに求められている。

自立支援については、厳しい雇用情勢の中、稼働能力がある被保護者の増加から、自立支援プログラムによる就労支援の充実・強化が一層重要となっており、就労支援員の配置または増員、就労意欲喚起等支援事業の実施や生業扶助の活用等による自立支援の徹底が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取・領得及び懲戒処分を伴う事務懈怠は、生活

保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、日常の現業事務の進行管理などに問題が認められるところであるので、未然防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査にあたっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとの監査結果を踏まえた課題分析や評価に基づいた福祉事務所指導台帳を作成することが必要であり、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

(イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護

指導職員として人件費を補助しているところである。

(ウ) 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ) 実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導體制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ) 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等について検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 平成23年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

(ア) 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時には、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて面接相談の手順や関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9の1に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」の取扱いとの違いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第2のセー

フティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ) 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目途の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確実な事例、②法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなくなされていない事例、

③法第62条第4項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第27条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性はもちろん、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答第11の2、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①入居前における当該施設の適否確認や、入居後の環境や処遇等に関する把握・検討がなされていない事例、②契約書が徴されておらず、契約内容及び利用料金等が不明のまま、根拠なく住宅扶助等を計上している事例、③居宅保護でありながら年に2回以上の訪問調査が実施されず、提供されているサービス内容の把握がなされていない事

例、④入居が8年もの長期にわたっているケースにおいて、その妥当性や介護施設等への移行が検討されていない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われているか管内実施機関毎の状況を把握の上、必要に応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認できたことを十分に説明の上、できれば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ、また少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に2回以上の訪問計画を策定の上、現業員に確実に訪問を実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などについての確認を徹底すること。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、②現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上で

あった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることについて徹底をお願いする。

また、暴力団員には原則として保護を適用しない旨を「保護のしおり」に記載するなどして周知することについても助言をお願いする。

エ 不正受給等の防止について

(ア) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成21年度における不正受給件数及び金額は19,726件102億2千万円と、平成20年度の18,623件106億2千万円から、件数は増加し、金額では減少している。

不正受給件数が増加している要因としては、被保護世帯が増加していることに加え、不正受給発見の契機の約9割が「実施機関による照会・調査」となっていることから、全ケースに対する課税調査が徹底されたことが大きいものと

考えられる。

しかしながら、不正受給の内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金等の受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性のある事例が散見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第78条ではなく法第63条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止できる事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金等の受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3の（3）のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額（私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用等）について、収入として認定しないことについても併

せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ) 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願する。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願いする。

(ウ) 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用について

監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校

生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第63条が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかったことなどを理由に安易に法第63条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していながら就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第63条を適用することは、法第61条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに別冊問答集問13-1を踏まえた法第63条及び法第78条の適切な適用について指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告義務の徹底とともに、特に不当受給に係る保護費の法第63条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

オ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。会計検査院からも、介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けているところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加

入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を願いたい。

カ 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、全件を対象とした点検が行われていない実施機関が、また、他の実施機関と比べ著しく過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか、指導監査において実地に確認し必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業（（2）のア 診療報酬明細書点検等充実事業）において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて助言願いたい。

キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理納

付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成18年3月31日社援保発第0331006号により改正され、被保護者の委任状は不要となつていたので申し添える。

ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠が未だに発生しているところであり、とりわけ、現業員等を管理監督する立場にある職員による不正事案が発生していることは誠に遺憾である。

このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の

取扱い、さらに日常の現業事務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する

指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援保発第0331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことができることについても助言願いたい。

(イ) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に一昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4の1により示されているとおりであり、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成

17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」(平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)を踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会の活用並びに、平成23年度から実施予定の「福祉からの就労」支援事業などによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

(ウ) 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹

底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(オ) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、実施機関によっては、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」（平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）（以下「実施方針等策定通知等」という。）が全く理解されておらず、策定されている実施方針が不適切な内容となっているもの、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

また、一部実施機関では、策定されている実施方針及び事業計画が、実施機関としての施政方針であったり、人事・財政当局に対する説明資料であったりしており、本来の実施方針及び事業計画を別途策定するよう指導する必要があるところも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を

確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成23年度における監査計画について

国の実施する法施行事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成23年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成23年3月末に示す予定である。

イ 研修会等の開催について

平成23年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の参加等について配慮願いたい。

(ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要な機能であることに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成23年5月25日（水）～27日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内 容：査察指導業務の基本に係る講義及び意見交換等

(イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の査察指導員の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成23年8月24日（水）～26日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る事例発表及び研究協議等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成23年5月11日（水）～13日（金）

開催日数：3日

開催場所：フォーラムエイト（予定）

東京都渋谷区道玄坂2-10-7

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

(エ) ブロック会議の開催について

平成23年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法施行事務監査事項

(下線部及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。</p> <p>(5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等は行われているか。</p> <p>オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 他法他施策の活用状況</p> <p>ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</p> <p>イ <u>任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</u></p> <p>ウ <u>年金受給権を得られない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</u></p> <p>エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。</p> <p>(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握</p> <p>病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>住地の市町村長に照会は行われているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理は行われているか。</p> <p>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導は行われているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>の周知徹底は図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額は的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税調査の実施状況</p> <p>(ア) <u>前年中に保護を受給した毎年</u>全ケースの世帯員全員について、<u>毎年</u>6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。</p> <p>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>さらに、課税調査結果は決裁されているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(イ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p><u>エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</u></p> <p><u>オ 年金受給権を得られない可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</u></p> <p>(4) その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>3 援助方針の策定 (1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 援助方針は、ケースの<u>実態生活状況等</u>の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。</p> <p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの<u>実態生活状況等</u>の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行う<u>う</u>など世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等が<u>を総合的に</u>勘案され<u>し</u>、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場</p> <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。</p> <p>また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。</p> <p>ウ 就労に関する個別支援プログラムを<u>積極的に</u>活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が<u>十分</u>活用されていない場合には、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>カ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることを伝えているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための<u>介護保険や障害者自立支援給付</u>などの制度活用は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定 事務の確保</p>	<p>1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。</p> <p>(2) 「辞退届」による廃止 ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要な「辞退届」を一律に徴取していないか。 イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。 ウ 保護の廃止決定の判断は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう必要に応じて<u>困窮時の再来所・再申請</u>について助言されているか。 また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 指導指示違反による廃止</p> <p>ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。</p> <p>イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。</p> <p>ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</p> <p>エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について<u>組織的に</u>検討しているか。</p> <p>オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>3 最低生活費の算定及び通知事務</p> <p>最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対し<u>その旨を</u>通知するとともに、必要な教示は行われているか。</p> <p>4 <u>保護費の返還・徴収の決定</u></p> <p><u>(1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。</u></p> <p><u>また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p><u>(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</u></p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応はとられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
2 医療扶助の適正運営の確保	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。</p> <p>(2) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。</p> <p>(3) 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。</p> <p>(4) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。</p> <p>イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>(5) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(6) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) <u>移送の給付</u></p> <p>移送給付にあたっては、画一的な取扱いにより一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることのないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。</p> <p><u>ア 個別にその給付内容を審査し給付が行われているか。</u></p> <p><u>また、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行われているか。</u></p> <p><u>イ 受診する医療機関は、原則、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関となっているか。</u></p> <p><u>また、傷病等の状態により、要保護者等の比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医の信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められているか。</u></p> <p><u>ウ 要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることは周知されているか。</u></p> <p><u>エ 被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関が福祉事務所において決定されているか。</u></p> <p>オ <u>福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費について、原則、給付の対象としないこととされているか。</u></p> <p>カ <u>3ヶ月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分（傷病等の状態により、3ヶ月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかである場合は第7月分）の給付要否意見書（移送）等を参考に、継続の要否を十分に検討されているか。</u></p> <p>キ <u>通院証明書を提出させ、給付対象とした日数やレセプトに記載された日数と差異がないか確認されているか。</u></p> <p>ク <u>身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</u></p> <p>(2) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行わ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>れているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。</p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>か。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。</p> <p>2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。</p> <p>また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p> <p>また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。</p> <p>4 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務の確保</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の適正な援助</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しは行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除について、速やかにその手続きは行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んで</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>いるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の 充実</p>	<p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。</p> <p>また、実施方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。</p> <p>また、所長等幹部職員は参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握で</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>き、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、必要に応じて個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。</p> <p>(2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</p> <p>(3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。</p> <p>(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p>(1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。</p> <p>一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討しているか。また、その内容が挙</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>証資料等により明確にされているか。</p> <p>（２）法第 78 条による費用徴収にあつては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</p> <p>（３）法第 63 条による返還金及び法第 77 条又は法第 78 条による徴収金の債権管理について、</p> <p>ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</p> <p>イ 国との国庫負担金の精算にあつては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</p> <p style="text-align: center;">国庫負担額 = (自治体の支出額 - (調定額 - 不納欠損額)) × 3/4</p> <p>ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">二 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p><u>4</u> <u>3</u> 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等</p> <p>(1) 保護金品の支給について</p> <p>ア 電算システムにおける決裁確認機能の有無 (無い場合は、代替確認方法)</p> <p>イ 窓口支給における現業員の関与の有無及び範囲</p> <p>ウ 未支給保護金品の管理方法</p> <p>エ 代理受領の有無 (委任状及び代理支給を認める範囲)</p> <p>オ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱い</p> <p>カ 保護決定通知書の事前送付の有無</p> <p>キ 窓口支給の縮減状況</p> <p>ク 被保護者等からの問い合わせ受付体制</p> <p>(2) 返還金・徴収金について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順</p> <p>ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かり金の有無とその管理方法</p> <p>エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法</p> <p>オ 現金管理及び相互牽制方法</p> <p>カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制</p> <p>(3) 遺留金品の取扱いについて</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順 ウ 現金管理及び相互牽制方法 エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制</p> <p>㊦4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。</p> <p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。</p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p> <p>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</p> <p>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。</p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレス等に対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。</p> <p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。</p> <p>4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営</p> <p>(1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。</p> <p>また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。</p> <p>(2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>5 職員による不祥事件の再発防止について</p> <p>過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。</p> <p>また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。</p>

2 平成23年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、国民健康保険担当等の都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

平成23年度より導入される電子レセプトにより、管内の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べて突出しているケースについて、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対して個別指導を実施されたい。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

3 平成23年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いは十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法などの他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法などの他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、<u>認知症痴呆対応型共同生活介護</u>、<u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u>、<u>介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</u>を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p> <p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握されているか。</p>

4 平成23年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成23年度における指導監査の実施に当たっては、特に以下の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

(1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

ア 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか

イ 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているかどうか

ウ 実施機関や家族との連携が図られているかどうか

エ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

(2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不正事案防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

生活保護法保護施設指導監査要綱

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

保護施設指導監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者 処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の 充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを 得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 検食は、適切な時間に行われているか。(原則として食事前となっているか。)</p> <p>また、各職種職員の交替により実施されているか。</p> <p>エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>オ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 (特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。)</p> <p>カ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。</p> <p>また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>キ 食器類の衛生管理に努めているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 起床後着替えもせず寝巻きのままとっていないか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 入所者の生活環境等の確保</p> <p>3. 自立、自活等への支援援助</p>	<p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。 入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。 オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係 ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され適切に実施されているか。 イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。 ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。</p> <p>イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>エ 利用者の作業記録が適切に記録されているか。</p> <p>オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>カ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保 ア 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 イ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 ウ 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当の支給は適正に行われているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p> <p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。</p> <p>(5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ また、非常食等の必要な物資が確保されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>

連 絡 事 項

1 平成23年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成23年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

① 実施時期

4月12日（火）、13日（水）、14日（木）の3日間 <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）
2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）（別紙2）
3. 監査の実施結果（別紙3）
4. 参考資料
 - （1）管内の保護動向を分析した資料
 - （2）平成23年度の本庁監査実施要綱及び本庁実施方針
（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）
 - （3）平成22年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」
 - ① 平成21年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所
 - ② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所
 - ③ 別紙3の本庁の評価が低い（「D」、「E」に該当等）福祉事務所
 - （4）上記③の福祉事務所いずれか1ヶ所について、次に該当する資料
 - ① 平成22年度監査資料（事前提出分）
 - ② ヒアリング内容が分かる資料
 - ③ 確認監査を実施していればその結果が分かる資料

2 平成23年度各種研修等日程（予定）

平成23年度における生活保護法施行事務監査関係の研修等を別紙4のとおり予定しているため、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

(別紙1)

1. 管内福祉事務所の保護動向

事項 福祉事務所	被保護世帯数						被保護人員						保護率				
	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %	19年度	20年度	21年度	22年2月	23年2月
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向(世帯類型別)

①

事項 福祉事務所	高齢者世帯						母子世帯						障害者世帯					
	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向 (世帯類型別)

②

事項 福祉事務所	傷病者世帯						その他世帯					
	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %	19年度	20年度	21年度	22年2月 A	23年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向(世帯類型別)

③

事項	構成比																													
	19年度					20年度					21年度					22年2月					23年2月									
	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯					
福祉事務所																														
郡部計																														
市部計																														
合計																														

(別紙3)

3. 監査の実施結果

福祉事務所		年度	20年度	21年度	22年度
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%	%	%	
	評 価				
	22年度 職員不祥事	有・無	<内容>		
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%	%	%	
	評 価				
	22年度 職員不祥事	有・無	<内容>		
	指摘数/ ケース検討 数				
	文書指摘率	%	%	%	
	評 価				
	22年度 職員不祥事	有・無	<内容>		

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く。)で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

平成23年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主催	開催地
生活保護関係	生活保護法施行事務監査にか かる生活保護指導職員会議	5月11日(水) ～ 5月13日(金)	厚生労働省	東京都
	新任生活保護査察指導員 基礎研修会	5月25日(水) ～ 5月27日(金)	同上	同上
	生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	6月15日(水) ～ 6月17日(金)	同上	東京都
	福祉事務所長研修	7月6日(水) ～ 7月8日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	生活保護自立支援研修担当 育成研修	7月20日(水) ～ 7月22日(金)	同上	同上
	全国生活保護査察指導に関す る研究協議会	8月24日(水) ～ 8月26日(金)	厚生労働省	東京都

参 考 资 料

I 生活保護関係

1 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成21年度）

区 分		都道府県・ 指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A		65 県市	1,240 箇所	1,274,231 世帯
監 査 実 施 数	厚生労働省	65 県市	55 箇所	2,190 件
	県・市	—	1,184 箇所	53,546 件
	合計 B	65 県市	1,239 箇所	55,736 件
実施率 B/A		100.0%	99.9%	4.37%

資料：平成21年度厚生労働省監査結果及び生活保護法施行事務監査の実施結果報告より作成
「監査対象数A」の世帯数は、平成21年度福祉行政報告例による。

(注) 生活保護業務を所管していない福祉事務所は監査対象に含んでいない。

厚生労働省が監査した福祉事務所に別途、都道府県市が監査した数は含まれていない。

1つの福祉事務所に複数の監査対象があり、それぞれ監査している場合も実施数は1つと数えている。

(2) 厚生労働省が実施した指導監査結果に基づく主な問題点（平成21年度）

都道府県・ 指定都市本 庁	問題点	箇所	指摘率(%)
		60	92.3
福 祉 事 務 所	管内福祉事務所の実施体制の整備・確保	32	49.2
	暴力団員に対する保護の適用	23	35.3
	実施方針及び事業計画の策定について	21	32.3
	適正な保護の開始、廃止等の手続	12	18.5
	保護の適正実施の推進	か所	%
	・適正な保護の開始、廃止等の手続	51	92.7
	・扶養能力調査等の徹底	50	90.9
	・訪問調査活動の充実強化	46	83.6
	・病状把握及び就労指導の徹底	41	74.5
	・適切な援助方針の樹立	30	54.5
	・他法他施策の活用	29	52.7
	・適切な課税状況調査の事務処理	27	49.1
	・法第63条及び78条の適正な実施	24	43.6
組織的な運営管理の推進	46	83.6	
・査察指導機能及び組織的運営管理の充実強化	39	70.9	
・実施体制の整備			

資料：平成21年度厚生労働省監査結果

(注) 都道府県・指定都市本庁指摘率＝か所／65

福祉事務所指摘率＝か所／55

(3) 福祉事務所に対する指摘事項（平成21年度）

①主眼事項・着眼点別改善指示事項（その1）

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	1	53	54	176	759	935	177	812	989	78.4
1 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	1	51	52	85	413	498	86	464	550	43.6
(1) 面接相談時等における適切な対応	1	44	45	13	127	140	14	171	185	14.7
(2) 適切な事務処理	0	28	28	22	89	111	22	117	139	11.0
(3) 保護開始時における調査	0	2	2	30	99	129	30	101	131	10.4
(4) 扶養義務履行の指導	1	49	50	41	263	304	42	312	354	28.1
(5) 関係機関等との連携	0	0	0	1	6	7	1	6	7	0.6
2 保護受給中における指導援助の推進	1	49	50	152	638	790	153	687	840	66.6
(1) 権利、義務の周知徹底	0	13	13	0	24	24	0	37	37	2.9
(2) 資産及び収入の把握	0	56	56	74	301	375	74	357	431	34.2
(3) 年金等の受給権の確認	1	31	32	43	149	192	44	180	224	17.7
(4) その他、他法他施策の活用	1	25	26	17	133	150	18	158	176	13.9
(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い	0	0	0	8	16	24	8	16	24	1.9
(6) 援助方針の策定	1	29	30	49	198	247	50	227	277	21.9
(7) 訪問調査活動の充実	1	45	46	72	348	420	73	393	466	36.9
(8) 就労障害要因の把握	1	39	40	25	167	192	26	206	232	18.4
(9) 個別具体的な指導援助の充実	1	42	43	30	211	241	31	253	284	22.5
(10) 関係機関との連携及び社会資源等の活用	0	8	8	6	30	36	6	38	44	3.5
3 適正な保護の決定事務の確保	0	49	49	57	241	298	57	290	347	27.5
(1) 開始時の要否判定	0	2	2	5	45	50	5	47	52	4.1
(2) 保護の廃止	0	48	48	30	115	145	30	163	193	15.3
(3) 最低生活費の算定及び通知事務	0	15	15	38	170	208	38	185	223	17.7
4 不正受給防止対策等の推進	0	18	18	15	64	79	15	82	97	7.7
(1) 収入申告内容の確認等の状況	0	0	0	8	45	53	8	45	53	4.2
(2) 不正受給ケースに対する措置	0	5	5	4	7	11	4	12	16	1.3
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策	0	15	15	1	13	14	1	28	29	2.3
II 医療扶助の適正運営の確保	1	39	40	52	270	322	53	309	362	28.7
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助の状況	0	25	25	25	118	143	25	143	168	13.3
(2) レセプトの点検・活用	1	3	4	1	21	22	2	24	26	2.1
(3) 移送給付等の状況	0	32	32	34	157	191	34	189	223	17.7
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況	0	2	2	0	12	12	0	14	14	1.1
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.1
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	1	1	12	65	77	12	66	78	6.2

資料：平成21年度監査実施結果報告、平成21年度厚生労働省監査結果

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
Ⅲ 介護扶助の適正運営の確保	0	11	11	9	51	60	9	62	71	5.6
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況	0	13	13	0	17	17	0	30	30	2.4
(2) 介護給付費の点検等	0	0	0	4	16	20	4	16	20	1.6
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況	0	0	0	1	10	11	1	10	11	0.9
(4) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	2	2	4	25	29	4	27	31	2.5
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
Ⅳ 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保	0	0	0	0	7	7	0	7	7	0.6
(1) 適正な入所措置事務等の確保	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0.4
(2) 適正な保護の決定事務の確保	0	0	0	0	3	3	0	3	3	0.2
Ⅴ 組織的な運営管理の推進	1	51	52	81	478	559	82	529	611	48.4
1 計画的な運営管理の推進	1	45	46	30	134	164	31	179	210	16.6
(1) 理事者等の現状認識	1	41	42	4	36	40	5	77	82	6.5
(2) 問題の把握と対応策の組織的取組	1	40	41	5	50	55	6	90	96	7.6
(3) 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況	1	35	36	7	33	40	8	68	76	6.0
(4) 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況	0	0	0	2	20	22	2	20	22	1.7
(5) ケース診断会議の活用状況	1	3	4	4	45	49	5	48	53	4.2
2 査察指導機能の充実	1	44	45	38	217	255	39	261	300	23.8
(1) 現業活動の掌握体制の確保	1	42	43	20	111	131	21	153	174	13.8
(2) 訪問の進行管理等	1	40	41	24	135	159	25	175	200	15.8
(3) ケース審査及び助言、指導	1	42	43	12	71	83	13	113	126	10.0
(4) 援助困難ケースへの対応	0	0	0	3	26	29	3	26	29	2.3
3 実施体制の確保	0	42	42	31	303	334	31	345	376	29.8
(1) 職員の配置状況	0	39	39	19	195	214	19	234	253	20.0
(2) 面接相談体制の状況	0	0	0	1	9	10	1	9	10	0.8
(3) 経理事務の処理状況	0	37	37	10	150	160	10	187	197	15.6
(4) ケース記録等事務処理の管理状況	0	0	0	2	21	23	2	21	23	1.8
Ⅵ 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導	1	23	24	13	87	100	14	110	124	9.8
(1) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導	1	20	21	2	22	24	3	42	45	3.6
(2) 自動車保有ケースに対する調査、指導	0	6	6	10	64	74	10	70	80	6.3
(3) ホームレスに対する保護の適用	0	2	2	0	3	3	0	5	5	0.4
(4) 小規模福祉事務所の取組状況	0	0	0	1	6	7	1	6	7	0.6

(注) 1 本表は厚生労働省及び都道府県・指定都市の監査結果通知において、着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した福祉事務所の延べ数を
主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した福祉事務所数の実数を記載したものである。

2 指摘率 =
$$\frac{\text{指摘を受けた福祉事務所数}}{\text{厚生労働省監査実施事務所数55箇所+都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,207箇所}} \times 100$$

厚生労働省監査実施事務所数55箇所+都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,207箇所

②ケース検討結果の指導指示の状況

厚生労働省及び都道府県・指定都市のケース検討結果の指導指示状況

(平成21年度実施分)

	総数	厚生労働省 監査	都道府県・指定都市監査			
			一般監査	特別指導監査	小計	
ケース検討数(A)	件 55,736	件 2,190	件 47,306	件 6,240	件 53,546	
文書指導・指示ケース数(B)	件 19,762	件 1,688	件 15,692	件 2,382	件 18,074	
指導・指示率(B/A)	% 35.5	% 77.1	% 33.2	% 38.2	% 33.8	
指導 指示 事項	援助方針の樹立	件 2,683 (8.1)	件 505 (11.7)	件 1,816 (7.3)	件 362 (8.6)	件 2,178 (7.5)
	世帯認定	375 (1.1)	8 (0.2)	325 (1.3)	42 (1.0)	367 (1.3)
	資産の把握・活用	2,198 (6.6)	265 (6.2)	1,644 (6.6)	289 (6.9)	1,933 (6.7)
	扶養能力調査	4,761 (14.3)	543 (12.6)	3,650 (14.7)	568 (13.5)	4,218 (14.6)
	他法他施策の活用	4,052 (12.2)	540 (12.5)	3,036 (12.3)	476 (11.3)	3,512 (12.1)
	最低生活費の算定	1,803 (5.4)	151 (3.5)	1,379 (5.6)	273 (6.5)	1,652 (5.7)
	収入認定	4,235 (12.7)	536 (12.4)	3,137 (12.7)	562 (13.4)	3,699 (12.8)
	保護の決定	840 (2.5)	103 (2.4)	645 (2.6)	92 (2.2)	737 (2.5)
	稼働能力等の把握	3,264 (9.8)	376 (8.7)	2,442 (9.9)	446 (10.6)	2,888 (10.0)
	指導・指示の徹底	2,571 (7.7)	328 (7.6)	1,944 (7.8)	299 (7.1)	2,243 (7.7)
	訪問による実態把握	6,292 (18.9)	921 (21.4)	4,606 (18.6)	765 (18.2)	5,371 (18.5)
	関係機関との連携	210 (0.6)	32 (0.7)	145 (0.6)	33 (0.8)	178 (0.6)
	合計	33,284 (100.0)	4,308 (100.0)	24,769 (100.0)	4,207 (100.0)	28,976 (100.0)

(注) ()内の数字は、合計に対する構成割合

資料:平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告、平成21年度厚生労働省監査結果

③都道府県・指定都市別ケース検討結果表（都道府県・指定都市実施分）

（その1）

区分	検討総数 A	指導・ 指示数 B	指導・ 指示率 B/A	実調査数	1 援助 方針	2 世帯 認定	3 資産		4 扶養	5 他法他施策				6 最低生活費		
							ア 資産 把握	イ 資産 活用		ウ 自立 支援 法	エ 福祉 各法	オ 社会 保険	カ その 他	キ 基 準 生 活 費	ク 加 算	ケ そ の 他
北海道	1,285	467	36.3	0	141	14	23	9	72	33	15	32	2	6	10	41
青森県	636	177	27.8	6	24	5	25	6	40	11	21	26	4	6	5	2
岩手県	860	473	55.0	3	60	4	27	32	150	21	22	25	6	34	2	6
宮城県	590	331	56.1	0	15	10	12	7	93	11	35	29	0	0	10	15
秋田県	405	172	42.5	0	9	4	21	3	15	12	3	8	4	9	2	2
山形県	257	121	47.1	8	21	3	11	4	43	6	4	9	0	10	5	2
福島県	684	344	50.3	12	98	0	19	4	131	11	12	31	0	25	6	5
茨城県	1,123	400	35.6	0	25	7	24	9	95	25	27	41	4	27	29	16
栃木県	678	210	31.0	0	22	8	4	0	16	1	2	1	0	40	6	2
群馬県	229	113	49.3	1	45	1	24	4	4	6	4	8	2	4	3	0
埼玉県	1,257	644	51.2	46	1	23	20	22	116	28	17	52	3	55	10	15
千葉県	1,316	509	38.7	0	61	1	24	9	114	38	22	69	2	45	9	3
東京都	3,146	38	1.2	64	0	0	7	4	0	0	2	5	0	0	1	0
神奈川県	969	400	41.3	0	18	11	23	8	88	24	21	56	0	23	28	11
新潟県	403	329	81.6	0	257	7	22	19	35	30	33	52	1	44	10	9
富山県	149	16	10.7	10	3	2	1	0	0	1	0	3	0	2	0	0
石川県	197	62	31.5	0	17	0	4	0	2	2	2	7	0	4	1	0
福井県	99	45	45.5	0	11	0	1	0	2	5	3	8	0	2	3	0
山梨県	151	73	48.3	0	19	0	9	5	26	3	4	4	0	5	2	2
長野県	391	167	42.7	0	23	7	21	4	30	6	4	8	1	2	5	4
岐阜県	408	268	65.7	2	16	6	22	9	118	25	16	36	2	63	13	1
静岡県	442	173	39.1	3	7	10	13	3	20	11	18	12	2	9	13	1
愛知県	1,357	527	38.8	6	43	9	32	6	142	15	16	69	2	29	16	3
三重県	435	343	78.9	0	146	8	50	7	95	36	17	43	2	2	7	1
滋賀県	430	333	77.4	23	158	1	15	5	45	35	2	25	1	9	3	6
京都府	327	170	52.0	28	15	2	6	2	57	8	2	14	1	4	5	6
大阪府	1,568	443	28.3	0	15	13	7	2	88	12	16	64	4	9	14	0
兵庫県	1,607	582	36.2	26	125	2	35	5	240	16	28	58	0	22	16	10
奈良県	369	91	24.7	0	9	2	18	0	15	4	4	8	0	4	3	1
和歌山県	643	444	69.1	21	80	4	20	11	187	27	16	38	2	8	15	3
鳥取県	138	38	27.5	0	1	1	1	0	2	0	2	7	0	0	0	0
島根県	224	116	51.8	5	13	2	9	8	19	1	13	19	0	6	0	1
岡山県	435	183	42.1	0	21	2	0	0	10	6	3	13	1	8	7	4
広島県	907	320	35.3	0	73	2	32	12	70	20	17	18	1	11	9	7
山口県	691	256	37.0	19	26	5	23	30	39	18	10	21	2	2	19	13
徳島県	542	150	27.7	0	7	0	6	10	53	10	0	36	0	2	1	1
香川県	327	171	52.3	0	15	0	6	4	86	12	6	9	0	3	5	1
愛媛県	678	332	49.0	1	34	10	27	14	88	10	15	34	14	4	8	5
高知県	1,236	848	68.6	0	57	42	141	42	305	57	56	127	3	82	13	24
福岡県	2,398	482	20.1	0	5	4	6	10	26	26	5	66	1	7	14	6
佐賀県	254	92	36.2	1	4	4	1	3	32	0	1	4	0	1	2	0
長崎県	642	371	57.8	12	104	3	21	20	113	5	5	15	1	2	2	5
熊本県	839	376	44.8	0	28	2	20	13	117	19	20	45	2	8	21	6
大分県	503	206	41.0	31	7	8	6	6	60	9	1	12	0	11	6	3
宮崎県	456	212	46.5	0	26	14	26	3	29	15	19	10	0	2	2	0
鹿児島県	1,009	212	21.0	2	6	2	8	1	46	10	16	14	1	12	4	2
沖縄県	983	419	42.6	13	31	13	38	17	81	11	22	33	0	23	12	8
札幌市	2,514	449	17.9	0	28	46	34	14	74	22	9	15	6	38	9	16
仙台市	542	320	59.0	0	9	8	13	4	65	16	12	32	0	5	2	3
さいたま市	595	241	40.5	0	20	10	13	2	44	9	9	11	4	18	3	0
千葉市	521	210	40.3	10	22	1	46	3	13	19	13	16	0	20	17	6
横浜市	1,706	445	26.1	1	3	3	51	17	45	23	3	27	4	2	9	15
川崎市	681	133	19.5	15	23	2	12	25	17	12	4	24	2	5	0	3
新潟市	409	281	68.7	0	15	0	36	9	100	9	11	26	0	1	1	0
静岡市	264	38	14.4	3	1	1	1	2	8	0	2	0	0	0	0	2
浜松市	128	122	95.3	0	29	0	47	2	78	0	10	8	0	2	4	1
名古屋市	936	424	45.3	42	0	1	64	14	144	10	7	64	2	21	17	6
京都市	2,326	181	7.8	24	0	4	11	2	11	5	11	14	0	4	4	0
大阪市	2,426	776	32.0	0	5	2	55	9	184	76	9	41	2	14	8	9
堺市	1,015	163	16.1	0	10	2	16	3	40	6	2	5	0	0	2	0
神戸市	998	215	21.5	0	16	3	18	7	42	13	6	35	0	3	2	0
岡山市	136	82	60.3	0	2	0	6	4	25	6	1	6	0	0	0	1
広島市	1,711	375	21.9	0	27	4	37	18	35	12	20	53	0	7	25	13
北九州市	1,032	147	14.2	91	25	1	2	0	16	3	1	0	0	0	7	4
福岡市	933	223	23.9	84	1	1	31	2	22	19	8	31	0	1	2	4
合計	53,546	18,074	33.8	613	2,178 (7.5)	367 (1.3)	1,404 (4.8)	529 (1.8)	4,218 (14.6)	952 (3.3)	737 (2.5)	1,732 (6.0)	91 (0.3)	827 (2.9)	489 (1.7)	336 (1.2)

(注) ()内は、指導指示総数に対する構成割合

資料：平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

7 収入認定				8 保護 の 決定	9 稼働能力の把握等					10 指導指示				11 生活 実態	12 関係 機関 連携	合計
コ 収入 申告 書	サ 内容 検討	シ 控除	ス その他		セ 就労 指導 可否	ソ 稼働の 実態	タ 障害 要因 解消	チ 療養 指導 要否	ツ その他	テ 就労 指導	ト 療養 指導	ナ 検診 命令	ニ その他			
24	8	8	11	12	55	4	1	29	15	42	4	0	2	94	9	716
13	5	5	3	2	8	0	0	2	1	9	2	0	1	9	0	235
97	4	5	3	25	61	3	2	7	3	48	6	1	14	155	14	837
82	17	1	1	7	51	1	0	3	1	29	1	5	8	110	3	557
26	6	0	0	6	15	0	0	2	1	11	1	0	1	66	2	229
11	12	0	4	6	17	0	0	0	2	3	1	0	1	44	0	219
60	10	4	0	36	22	0	0	0	14	33	3	5	3	57	3	592
43	39	21	6	23	54	0	1	3	4	16	1	2	8	30	0	580
39	16	5	2	7	11	0	0	0	0	9	0	2	3	97	0	293
12	1	0	0	36	5	0	0	0	0	10	1	0	2	33	0	205
104	9	4	5	7	123	1	0	16	0	94	6	1	5	291	26	1,054
92	26	21	0	23	84	1	0	8	4	67	3	7	5	151	3	892
6	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	38
58	37	8	7	2	23	1	0	29	4	16	2	5	0	130	4	637
60	38	7	10	64	23	0	0	9	1	33	1	0	4	122	3	894
2	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	21
28	0	0	1	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	22	2	100
11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	15	0	68
23	5	2	1	8	16	2	0	5	0	4	0	1	3	23	2	174
21	4	3	6	9	16	3	0	2	3	7	0	3	19	25	6	242
20	27	0	0	16	22	0	0	4	5	23	0	0	4	28	0	476
39	5	3	2	2	8	0	0	2	1	4	0	1	10	64	4	264
74	40	4	6	18	31	1	0	36	5	33	3	4	13	141	4	795
48	2	1	4	27	35	0	2	7	18	30	7	11	28	119	12	765
77	5	3	0	5	31	0	1	4	3	20	2	1	12	171	0	640
19	19	10	0	6	18	1	0	2	1	7	0	1	3	73	1	283
38	13	1	0	4	23	7	8	19	2	28	4	4	2	208	4	609
106	28	5	4	20	36	1	0	1	3	58	6	11	17	191	0	1,044
14	1	3	1	4	8	0	0	3	0	6	2	0	2	24	0	136
84	19	2	6	12	75	3	2	72	29	28	4	3	16	95	4	865
2	1	0	3	1	2	0	0	0	7	1	0	0	3	12	0	46
10	9	3	2	5	16	0	0	3	18	11	0	2	2	16	2	190
33	11	9	2	1	23	0	0	9	1	9	0	1	0	96	1	271
23	11	10	9	6	39	1	1	10	1	31	4	3	16	85	3	525
29	14	2	5	7	26	1	0	26	1	17	9	0	5	59	0	409
2	8	0	0	0	14	0	1	1	1	9	0	0	2	3	1	168
10	1	1	0	2	19	0	1	8	1	4	7	0	11	48	1	261
42	12	1	3	4	47	1	0	81	5	44	19	0	8	51	8	589
125	48	2	20	67	100	1	2	10	57	47	5	0	26	200	6	1,665
65	7	4	6	1	53	0	0	18	6	32	3	0	1	151	0	523
12	2	0	2	2	21	0	0	4	0	7	1	0	1	28	0	132
23	26	3	18	8	50	1	3	26	4	54	2	0	6	117	7	644
31	30	15	10	13	56	3	0	13	8	37	1	7	4	32	10	571
19	10	4	1	6	34	0	0	8	1	18	0	2	8	51	1	292
38	12	0	1	7	20	1	0	11	5	25	1	0	7	58	8	340
11	10	1	0	2	26	0	0	3	0	22	4	1	6	45	1	254
57	25	2	4	27	42	2	3	3	2	28	6	4	18	156	6	674
13	17	4	10	18	30	0	0	6	2	44	3	1	9	55	3	526
44	12	0	1	2	24	1	2	1	1	34	1	0	10	223	4	529
32	3	2	0	6	31	0	0	0	18	27	0	7	3	58	2	332
4	24	8	5	8	20	0	2	25	3	4	2	2	0	20	4	307
52	7	3	52	40	13	1	0	0	39	17	0	0	13	163	0	602
0	6	1	6	4	18	0	0	0	1	2	0	0	1	31	0	199
15	6	0	1	5	31	2	1	9	5	26	6	1	13	143	0	472
9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	2	14	0	47
50	8	0	1	14	10	0	2	0	2	30	0	3	3	112	2	418
20	61	1	0	7	21	1	0	1	0	51	1	0	2	120	0	636
9	11	4	0	47	7	0	0	0	21	6	0	0	4	14	1	190
13	88	10	17	14	68	1	0	5	1	75	11	1	26	321	0	1,065
13	5	1	0	7	19	1	0	13	4	14	0	0	1	48	1	213
1	9	1	19	1	10	3	2	3	22	35	0	0	8	19	0	278
2	1	1	0	2	8	1	2	1	1	10	1	1	0	45	0	127
11	18	2	28	12	19	2	2	38	4	65	1	2	7	63	0	525
37	4	4	11	0	17	1	0	2	1	7	0	0	6	76	0	225
40	6	1	2	0	10	1	0	3	1	25	7	1	13	39	0	271
2,228 (7.7)	920 (3.2)	227 (0.8)	324 (1.1)	737 (2.5)	1,821 (6.3)	55 (0.2)	41 (0.1)	606 (2.1)	365 (1.3)	1,546 (5.3)	156 (0.5)	107 (0.4)	434 (1.5)	5,371 (18.5)	178 (0.6)	28,976 (100.0)

④都道府県・指定都市別訪問調査活動の状況

区分	総 数						郡 部					市 部				
	検討 総数 A	問題 なし B			(A-B)/A (%)	検討 総数	問題 なし			検討 総数	問題 なし					
		1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成			1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成		1 訪問 計画	2 訪問 実績	3 目的 達成			
北海道	1,285	33	104	123	1,143	11.1%	422	14	34	37	378	863	19	70	86	765
青森県	636	11	61	61	559	12.1%	196	8	40	36	154	440	3	21	25	405
岩手県	626	16	142	116	482	23.0%	130	4	34	26	96	496	12	108	90	386
宮城県	369	11	99	114	330	10.6%	67	4	27	33	28	302	7	72	81	302
秋田県	405	3	92	78	307	24.2%	44	0	7	7	35	361	3	85	71	272
山形県	188	16	30	31	157	16.5%	55	1	1	1	54	133	15	29	30	103
福島県	684	4	20	252	196	71.3%	115	0	1	47	28	569	4	19	205	168
茨城県	1,123	7	53	46	1,063	5.3%	101	3	13	12	87	1,022	4	40	34	976
栃木県	678	15	92	91	575	15.2%	103	0	4	6	97	575	15	88	85	478
群馬県	229	18	33	109	116	49.3%	39	6	11	14	23	190	12	22	95	93
埼玉県	1,257	105	407	325	649	48.4%	145	6	46	38	71	1,112	99	361	287	578
千葉県	1,316	20	153	174	1,140	13.4%	92	0	15	19	73	1,224	20	138	155	1,067
東京都	3,146	21	644	129	2,396	23.8%	34	0	2	1	31	3,112	21	642	128	2,365
神奈川県	969	25	152	131	521	46.2%	148	3	9	8	91	821	22	143	123	430
新潟県	403	61	94	141	251	37.7%	33	3	3	6	27	370	58	91	135	224
富山県	149	0	9	2	140	6.0%	14	0	0	0	14	135	0	9	2	126
石川県	197	2	15	15	182	7.6%	56	1	6	6	50	141	1	9	9	132
福井県	99	1	14	15	84	15.2%	25	0	4	4	21	74	1	10	11	63
山梨県	151	8	44	42	106	29.8%	22	0	3	3	19	129	8	41	39	87
長野県	391	5	39	22	325	16.9%	101	2	13	7	79	290	3	26	15	246
岐阜県	408	15	60	68	337	17.4%	45	1	1	1	43	363	14	59	67	294
静岡県	234	5	80	60	144	38.5%	46	1	21	16	21	188	4	59	44	123
愛知県	803	12	230	130	465	42.1%	111	0	28	18	77	692	12	202	112	388
三重県	295	39	95	183	100	66.1%	34	4	8	17	16	261	35	87	166	84
滋賀県	350	5	164	152	186	46.9%	40	0	14	13	26	310	5	150	139	160
京都府	327	13	77	41	238	27.2%	42	0	14	10	26	285	13	63	31	212
大阪府	1,568	42	357	302	1,196	23.7%	52	0	7	3	45	1,516	42	350	299	1,151
兵庫県	1,607	57	205	163	1,378	14.3%	161	3	6	1	154	1,446	54	199	162	1,224
奈良県	369	1	37	42	289	21.7%	97	0	17	17	63	272	1	20	25	226
和歌山県	643	7	70	3	563	12.4%	156	2	17	0	137	487	5	53	3	426
鳥取県	138	1	12	7	124	10.1%	58	1	3	3	53	80	0	9	4	71
島根県	224	0	18	12	205	8.5%	0	0	0	0	0	224	0	18	12	205
岡山県	435	9	119	99	311	28.5%	43	0	9	7	34	392	9	110	92	277
広島県	907	22	102	91	722	20.4%	39	0	5	7	29	868	22	97	84	693
山口県	691	1	54	0	636	8.0%	41	0	1	0	40	650	1	53	0	596
徳島県	542	0	3	147	392	27.7%	147	0	2	31	114	395	0	1	116	278
香川県	327	1	47	37	273	16.5%	78	0	3	3	74	249	1	44	34	199
愛媛県	678	4	65	133	535	21.1%	92	0	1	2	88	586	4	64	131	447
高知県	1,236	0	201	201	1,035	16.3%	183	0	28	28	155	1,053	0	173	173	880
福岡県	2,398	62	298	535	1,842	23.2%	979	14	56	130	839	1,419	48	242	405	1,003
佐賀県	121	1	26	60	58	52.1%	31	1	13	18	13	90	0	13	42	45
長崎県	642	40	195	178	402	37.4%	99	11	18	17	68	543	29	177	161	334
熊本県	839	5	22	20	817	2.6%	141	0	2	1	139	698	5	20	19	678
大分県	338	6	76	61	251	25.7%	14	2	6	2	7	324	4	70	59	244
宮崎県	326	8	61	102	219	32.8%	101	3	14	22	76	225	5	47	80	143
鹿児島県	752	4	49	49	703	6.5%	183	1	4	4	179	569	3	45	45	524
沖縄県	631	43	233	252	312	50.6%	156	4	38	48	90	475	39	195	204	222
札幌市	2,514	45	368	226	2,070	17.7%						2,514	45	368	226	2,070
仙台市	542	55	215	213	262	51.7%						542	55	215	213	262
さいたま市	595	12	81	81	514	13.6%						595	12	81	81	514
千葉市	521	17	38	44	461	11.5%						521	17	38	44	461
横浜市	1,706	230	542	508	942	44.8%						1,706	230	542	508	942
川崎市	500	61	140	94	279	44.2%						500	61	140	94	279
新潟市	298	47	146	186	87	70.8%						298	47	146	186	87
静岡市	195	1	25	19	166	14.9%						195	1	25	19	166
浜松市	128	47	112	113	15	88.3%						128	47	112	113	15
名古屋市	936	148	347	288	525	43.9%						936	148	347	288	525
京都市	2,326	4	214	72	2,112	9.2%						2,326	4	214	72	2,112
大阪市	2,426	9	679	119	1,619	33.3%						2,426	9	679	119	1,619
堺市	1,015	33	156	78	551	45.7%						1,015	33	156	78	551
神戸市	998	904	612	647	490	50.9%						998	904	612	647	490
岡山市	136	6	61	56	71	47.8%						136	6	61	56	71
広島市	1,154	22	100	114	1,039	10.0%						1,154	22	100	114	1,039
北九州市	1,032	0	76	0	956	7.4%						1,032	0	76	0	956
福岡市	933	0	23	21	889	4.7%						933	0	23	21	889
合計	50,085	2,426	9,188	8,024	37,503	25.1%	5,111	103	609	730	4,062	44,974	2,323	8,579	7,294	33,441

資料：平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取等の状況

① 都道府県・指定都市別同意書徴取状況

区分	申請件数 A	同意書の徴取数 B	同意書徴取率(%) B/A
北海道	9,792	9,664	98.7
青森県	3,499	3,499	100.0
岩手県	2,456	2,456	100.0
宮城県	1,721	1,718	99.8
秋田県	2,185	2,185	100.0
山形県	1,122	1,120	99.8
福島県	2,820	2,818	99.9
茨城県	3,926	3,921	99.9
栃木県	3,390	3,389	100.0
群馬県	2,526	2,526	100.0
埼玉県	11,767	11,652	99.0
千葉県	8,830	8,830	100.0
東京都	34,243	25,277	73.8
神奈川県	7,276	7,255	99.7
新潟県	1,442	1,442	100.0
富山県	625	625	100.0
石川県	1,061	1,061	100.0
福井県	698	698	100.0
山梨県	850	850	100.0
長野県	2,526	2,524	99.9
岐阜県	2,194	2,194	100.0
静岡県	2,425	2,420	99.8
愛知県	6,934	6,914	99.7
三重県	3,137	3,137	100.0
滋賀県	1,985	1,983	99.9
京都府	1,810	1,795	99.2
大阪府	16,198	16,196	100.0
兵庫県	7,418	7,398	99.7
奈良県	2,370	2,370	100.0
和歌山県	2,168	2,168	100.0
鳥取県	1,125	1,125	100.0
島根県	820	807	98.4
岡山県	2,457	2,453	99.8
広島県	3,313	3,293	99.4
山口県	2,423	2,421	99.9
徳島県	1,774	1,774	100.0
香川県	1,375	1,374	99.9
愛媛県	2,917	2,915	99.9
高知県	2,817	2,816	100.0
福岡県	7,248	7,246	100.0
佐賀県	1,058	1,058	100.0
長崎県	3,630	3,630	100.0
熊本県	3,720	3,719	100.0
大分県	2,857	2,856	100.0
宮崎県	2,511	2,506	99.8
鹿児島県	3,908	3,908	100.0
沖縄県	4,016	4,015	100.0
札幌市	8,026	8,026	100.0
仙台市	2,351	2,351	100.0
さいたま市	3,323	3,323	100.0
千葉市	3,381	3,381	100.0
横浜市	10,704	10,704	100.0
川崎市	5,359	5,234	97.7
新潟市	1,494	1,494	100.0
静岡市	1,196	1,196	100.0
浜松市	1,686	1,685	99.9
名古屋市	9,312	9,312	100.0
京都市	5,181	5,051	97.5
大阪市	26,865	26,865	100.0
堺市	3,521	3,516	99.9
神戸市	5,375	5,375	100.0
岡山市	2,111	2,110	100.0
広島市	4,044	4,027	99.6
北九州市	3,529	3,529	100.0
福岡市	6,764	6,764	100.0
全国	301,585	291,944	96.8

(注) 本表は「職権保護」及び「いわゆる住所不定者」を除いた件数である。

資料：平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

② 関係先調査の実施状況

	調査実 ケース数 A	調 査 延 件 数 B							一ケース当たり 調査件数 B/A
		年金	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計B	
北海道	9,792	3,191	148,266	129,415	49,175	122	1,573	331,742	33.9
青森県	3,498	2,755	53,494	41,457	2,282	39	1,866	101,893	29.1
岩手県	2,449	1,554	38,798	25,696	1,158	103	1,096	68,405	27.9
宮城県	1,683	646	27,114	13,547	165	42	330	41,844	24.9
秋田県	2,057	1,759	41,660	14,857	2,978	11	1,688	62,953	30.6
山形県	1,151	654	21,162	10,186	1,273	12	344	33,631	29.2
福島県	2,844	2,360	45,864	31,888	2,018	33	1,727	83,890	29.5
茨城県	3,835	3,317	48,744	39,291	1,753	63	1,087	94,255	24.6
栃木県	3,349	1,034	53,096	42,109	999	7	542	97,787	29.2
群馬県	2,512	2,097	40,261	26,790	2,054	97	815	72,114	28.7
埼玉県	11,534	9,203	182,481	166,391	7,171	157	1,216	366,619	31.8
千葉県	8,985	6,117	168,221	119,768	3,096	45	1,643	298,890	33.3
東京都	20,873	7,530	119,575	157,265	1,704	384	2,120	288,578	13.8
神奈川県	7,092	5,661	83,787	90,305	3,385	36	899	184,073	26.0
新潟県	1,411	844	19,684	14,449	1,077	22	1,112	37,188	26.4
富山県	623	51	10,346	5,769	295	14	1,224	17,699	28.4
石川県	1,040	655	13,667	10,929	456	3	129	25,839	24.8
福井県	752	624	12,149	7,688	681	9	206	21,357	28.4
山梨県	853	845	16,643	11,804	565	47	787	30,691	36.0
長野県	2,512	2,036	42,201	28,391	1,530	47	488	74,693	29.7
岐阜県	2,258	1,907	46,098	32,344	1,503	13	729	82,594	36.6
静岡県	2,425	2,460	36,686	22,766	1,654	11	327	63,904	26.4
愛知県	7,350	4,567	94,586	96,000	2,123	36	1,876	199,188	27.1
三重県	3,203	1,423	51,244	36,447	1,581	83	740	91,518	28.6
滋賀県	2,023	628	30,985	23,745	922	10	246	56,536	27.9
京都府	1,841	1,021	30,014	18,839	1,000	10	631	51,515	28.0
大阪府	15,964	8,415	200,484	216,994	4,859	51	635	431,438	27.0
兵庫県	7,175	5,745	107,086	106,764	5,377	60	3,429	228,461	31.8
奈良県	2,371	2,006	46,198	41,253	985	28	1,451	91,921	38.8
和歌山県	2,238	3,762	50,723	36,725	625	231	1,544	93,610	41.8
鳥取県	1,133	727	15,284	9,432	1,387	61	698	27,589	24.4
島根県	810	465	12,020	6,662	542	14	89	19,792	24.4
岡山県	2,424	2,242	49,813	31,554	3,464	70	647	87,790	36.2
広島県	3,224	2,875	52,147	30,504	1,116	49	1,011	87,702	27.2
山口県	2,480	2,146	44,083	34,574	2,103	44	399	83,349	33.6
徳島県	1,726	1,573	32,613	19,589	586	22	407	54,790	31.7
香川県	1,515	1,109	32,907	24,471	1,387	11	602	60,487	39.9
愛媛県	2,989	2,414	62,795	26,158	1,665	67	667	93,766	31.4
高知県	3,013	3,265	57,982	39,221	3,345	284	1,629	105,726	35.1
福岡県	7,528	4,513	110,258	70,536	4,196	157	1,945	191,605	25.5
佐賀県	1,071	692	18,948	12,609	495	17	459	33,220	31.0
長崎県	4,047	1,543	65,799	38,858	993	55	1,110	108,358	26.8
熊本県	3,667	3,556	56,466	28,121	3,869	127	1,741	93,880	25.6
大分県	2,969	2,087	58,300	24,599	2,049	114	950	88,099	29.7
宮崎県	2,359	2,125	46,666	32,291	1,596	51	1,017	83,746	35.5
鹿児島県	3,828	2,088	77,862	68,290	1,986	101	2,703	153,030	40.0
沖縄県	3,980	1,669	71,789	32,701	1,922	39	2,211	110,331	27.7
札幌市	7,422	3,353	191,705	198,074	590	79	214	394,015	53.1
仙台市	2,318	342	27,244	23,916	53	29	39	51,623	22.3
さいたま市	3,448	2,941	39,148	42,661	985	166	238	86,139	25.0
千葉市	3,359	1,946	36,147	36,631	520	31	54	75,329	22.4
横浜市	10,704	9,863	125,750	123,680	7,276	109	4,099	270,777	25.3
川崎市	5,085	2,841	46,494	47,067	2,694	267	142	99,505	19.6
新潟市	1,488	619	14,267	18,443	83	5	325	33,742	22.7
静岡市	1,196	1,110	21,250	15,988	6	0	21	38,375	32.1
浜松市	1,820	212	37,500	16,354	347	17	78	54,508	29.9
名古屋市	8,339	2,137	53,646	63,701	191	16	99	119,790	14.4
京都市	4,766	3,231	39,298	41,003	2,507	19	2,118	88,176	18.5
大阪市	26,368	14,489	238,612	250,720	30,641	188	457	535,107	20.3
堺市	3,417	395	58,198	45,034	1,410	8	171	105,216	30.8
神戸市	5,419	2,730	61,020	74,737	5,654	104	1,758	146,003	26.9
岡山市	2,128	1,126	45,044	28,640	1,768	19	537	77,134	36.2
広島市	2,876	521	47,894	25,621	100	15	68	74,219	25.8
北九州市	4,213	4,071	116,917	104,608	5,657	53	1,820	233,126	55.3
福岡市	6,764	3,157	138,995	73,275	6,267	102	2,646	224,442	33.2
計	285,586	175,040	4,086,178	3,380,195	203,894	4,336	65,669	7,915,312	27.7

資料：平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

③ 訪問基準の状況

区分	郡部訪問基準別割合							市部訪問基準別割合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	合計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	合計
北海道	3.0	10.0	26.7	42.2	5.4	12.6	100.0	2.0	6.0	26.0	40.1	16.3	9.6	100.0
青森	9.9	7.0	64.2	0.0	0.5	18.4	100.0	8.4	6.5	63.3	2.4	11.4	8.0	100.0
岩手	14.0	21.0	48.7	0.0	16.2	0.0	100.0	8.5	13.6	46.3	14.6	11.1	5.9	100.0
宮城	9.6	8.3	46.0	0.0	17.7	18.4	100.0	11.7	9.2	44.8	0.0	19.2	15.0	100.0
秋田	10.7	17.6	45.2	0.0	0.0	26.4	100.0	13.6	15.1	46.5	7.9	3.7	13.2	100.0
山形	22.9	11.3	42.2	0.0	0.0	23.6	100.0	7.5	4.9	65.4	0.0	4.5	17.7	100.0
福島	12.9	11.8	38.4	0.0	13.7	23.1	100.0	14.4	13.6	48.7	2.7	10.6	10.0	100.0
茨城	9.3	6.9	27.2	24.3	10.3	21.9	100.0	7.0	4.5	36.1	12.4	21.6	18.5	100.0
栃木	3.9	14.6	61.7	0.0	0.0	19.8	100.0	2.5	10.5	73.2	0.0	4.7	9.0	100.0
群馬	26.7	0.0	50.0	0.0	0.0	23.3	100.0	4.6	3.7	67.6	9.6	2.4	12.2	100.0
埼玉	4.4	11.1	25.5	17.9	28.4	12.8	100.0	3.5	6.0	20.1	20.9	40.2	9.2	100.0
千葉	8.3	12.4	47.9	1.0	10.7	19.7	100.0	9.4	4.1	51.3	6.6	19.5	9.2	100.0
東京	4.2	5.2	23.8	0.0	48.6	18.2	100.0	3.0	6.0	17.4	21.1	42.7	9.8	100.0
神奈川	7.9	9.3	31.8	15.5	27.9	7.6	100.0	7.1	3.5	26.6	29.2	25.6	8.0	100.0
新潟	20.2	12.9	38.7	0.0	24.6	3.6	100.0	10.0	7.8	47.7	0.6	26.4	7.5	100.0
富山	8.3	32.3	24.0	0.0	17.7	17.7	100.0	10.9	14.6	48.3	0.0	23.1	3.1	100.0
石川	8.2	5.5	36.0	15.3	6.5	28.6	100.0	2.0	7.4	25.3	37.6	20.3	7.4	100.0
福井	23.3	6.4	40.2	0.0	0.0	30.1	100.0	5.1	1.3	56.1	16.2	6.4	14.9	100.0
山梨	13.9	22.1	21.2	9.1	0.0	33.7	100.0	11.0	11.4	51.1	7.1	1.0	18.4	100.0
長野	15.9	13.1	37.5	0.0	3.9	29.7	100.0	16.6	9.8	44.6	0.6	11.7	16.8	100.0
岐阜	14.6	18.9	45.5	0.0	1.6	19.5	100.0	10.6	16.3	53.0	0.2	14.7	5.1	100.0
静岡	2.7	8.9	30.2	0.0	38.5	19.7	100.0	6.1	5.3	26.9	1.3	45.1	15.4	100.0
愛知	6.7	11.4	62.9	0.0	12.2	6.7	100.0	9.4	18.9	46.9	5.4	16.8	2.6	100.0
三重	15.0	5.6	30.7	13.6	10.1	24.9	100.0	6.4	5.7	21.1	13.4	36.0	17.4	100.0
滋賀	3.1	15.8	9.3	22.8	32.8	16.2	100.0	2.8	10.4	16.6	23.8	36.0	10.4	100.0
京都	5.0	14.1	17.5	17.0	38.4	8.0	100.0	3.7	14.2	16.9	25.6	32.9	6.5	100.0
大阪	7.8	12.7	47.2	5.2	16.2	11.0	100.0	2.2	6.5	35.3	8.9	40.0	7.1	100.0
兵庫	4.0	10.6	44.1	12.5	28.8	0.0	100.0	5.1	2.5	24.6	24.5	41.3	2.0	100.0
奈良	2.1	3.3	39.6	0.0	43.5	11.5	100.0	1.5	3.1	40.0	2.4	46.3	6.7	100.0
和歌山	8.1	11.7	63.3	0.0	16.8	0.0	100.0	7.3	11.0	58.1	12.8	10.8	0.0	100.0
鳥取	42.9	0.0	30.6	0.0	21.7	4.8	100.0	21.2	0.0	62.3	0.0	7.3	9.2	100.0
島根	-	-	-	-	-	-	-	8.0	5.8	37.2	23.6	7.0	18.4	100.0
岡山	4.5	9.1	36.3	0.0	22.9	27.2	100.0	2.6	12.0	39.2	5.3	24.1	16.7	100.0
広島	7.7	9.2	50.3	12.6	9.8	10.4	100.0	4.5	8.7	41.4	6.6	28.1	10.8	100.0
山口	10.4	13.9	45.1	0.0	0.0	30.6	100.0	5.0	12.3	43.2	13.2	12.4	13.9	100.0
徳島	4.9	20.1	55.9	0.0	19.2	0.0	100.0	6.1	11.4	67.9	0.0	14.6	0.0	100.0
香川	6.3	5.8	20.2	46.5	21.2	0.0	100.0	5.0	0.9	12.0	64.8	15.5	1.8	100.0
愛媛	16.0	22.7	39.1	0.0	22.1	0.0	100.0	9.4	0.0	28.4	30.5	24.4	7.3	100.0
高知	9.5	15.9	57.0	0.0	17.6	0.0	100.0	5.6	13.7	20.2	28.5	27.0	4.9	100.0
福岡	0.3	28.9	52.5	4.4	5.1	8.8	100.0	6.4	13.0	49.2	17.3	1.3	12.9	100.0
佐賀	14.4	18.8	39.2	0.0	20.7	6.9	100.0	6.5	18.2	44.8	7.0	15.1	8.4	100.0
長崎	13.1	16.1	52.9	0.0	17.9	0.0	100.0	9.4	3.9	32.5	31.8	15.0	7.4	100.0
熊本	27.0	22.5	29.4	0.0	21.1	0.0	100.0	9.6	17.9	46.2	2.4	16.1	7.7	100.0
大分	12.7	22.2	38.0	0.0	24.8	2.2	100.0	5.8	9.8	37.9	20.6	16.1	9.8	100.0
宮崎	3.3	10.3	34.7	31.3	10.0	10.4	100.0	2.0	6.8	35.9	39.0	5.7	10.6	100.0
鹿児島	8.4	0.0	9.9	29.1	37.5	15.0	100.0	7.4	0.0	17.7	30.7	30.7	13.6	100.0
沖縄	6.1	22.5	54.8	0.0	7.9	8.7	100.0	6.5	9.2	33.5	29.8	14.4	6.7	100.0
札幌市								5.7	10.5	32.5	11.5	34.2	5.6	100.0
仙台市								10.0	0.0	31.9	42.0	9.5	6.7	100.0
さいたま市								4.3	7.9	25.4	14.4	39.6	8.5	100.0
千葉市								10.0	14.3	8.9	56.9	9.9	0.0	100.0
横浜市								0.2	0.0	21.1	0.0	61.1	17.6	100.0
川崎市								8.3	0.3	45.5	0.5	38.8	6.5	100.0
新潟市								2.1	4.6	23.1	45.1	13.2	12.0	100.0
静岡市								3.9	0.0	28.4	0.0	52.6	15.1	100.0
浜松市								16.1	0.0	25.3	0.0	40.6	18.0	100.0
名古屋市								6.5	15.9	15.0	30.3	20.1	12.1	100.0
京都市								0.5	3.4	26.1	12.7	50.2	7.2	100.0
大阪市								0.2	3.1	18.1	27.6	47.1	3.9	100.0
堺市								3.5	6.4	28.0	2.2	52.3	7.6	100.0
神戸市								0.3	0.0	20.9	0.0	36.2	42.7	100.0
岡山市								2.7	9.9	43.1	0.0	35.9	8.3	100.0
広島市								2.0	6.6	35.9	0.0	48.9	6.6	100.0
北九州市								5.4	8.4	35.8	0.0	40.3	10.1	100.0
福岡市								1.9	0.0	42.6	0.0	43.7	11.8	100.0
合計	7.0	14.4	40.7	12.7	13.6	11.7	100.0	4.5	6.4	30.5	16.8	32.1	9.7	100.0
全国	4.7	6.9	31.2	16.5	30.9	9.8	100.0							

資料：平成21年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

2 不正受給の状況

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件数	金 額	1件当り 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
17	12,535	7,192,788	574	9	3,180
18	14,669	8,978,492	612	13	3,679
19	15,979	9,182,994	575	12	3,807
20	18,623	10,617,982	570	26	4,493
21	19,726	10,214,704	518	23	4,549

※生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	8,884	55.6	10,486	56.3	9,891	50.1
稼働収入の過小申告	1,842	11.5	2,029	10.9	1,983	10.1
各種年金等の無申告	2,116	13.3	2,667	14.3	4,022	20.4
保険金等の無申告	559	3.5	662	3.6	742	3.8
預貯金等の無申告	263	1.6	354	1.9	483	2.4
交通事故に係る収入の無申告	273	1.7	305	1.6	292	1.5
その他	2,042	12.8	2,120	11.4	2,313	11.7
計	15,979	100.0	18,623	100.0	19,726	100.0

※生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

(3) 不正受給発見の契機の状況 (平成21年度)

発 見 の 契 機			
照会、調査	通報、投書	その他	計
(89.3%)	(6.4%)	(4.3%)	(100.0%)
17,621件	1,266件	839件	19,726件

※生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

Ⅱ 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成21年度)

1 指導監査の実施状況

年 度		20'	21'
施 設 数		か所 244	か所 241
実 施	厚 労 省 分	12	14
施 設 数	都道府県・指定 都市・中核市分	128	139

2 保護施設に対する文書指摘事項

(1)概 要

年 度	平成20年度	平成21年度
指導監査実施施設数	140か所	153か所
文書指摘総数	98件	82件
a 入所者処遇	32	26
b 職員処遇	13	12
c 運営管理	53	44

(2) 詳細

指 摘 事 例	平成20年度		平成21年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a 入所者処遇	32	20.9	26	17.0
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	3	2.0	2	1.3
①入所者の個別処遇の策定が不十分	2	1.3	2	1.3
②処遇に関する記録が不十分	1	0.7	0	0.0
2 給食の取扱いが不適切	4	2.6	2	1.3
①検食及び保存食の実施等が不十分	3	2.0	2	1.3
②調理職員等の検便の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	0	0.0	0	0.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	1	0.7	0	0.0
3 授産事業の実施内容が不適切	3	2.0	0	0.0
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	5	3.3	11	7.2
5 入所者の健康管理が不十分	0	0.0	1	0.7
6 遺留金品の取扱いが不適切	1	0.7	0	0.0
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	0	0.0	2	1.3
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	1	0.7	0	0.0
10 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
11 夜間における介護体制が不十分	1	0.7	0	0.0
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0	0	0.0
13 その他	14	9.2	8	5.2
b 職員処遇	13	8.5	12	7.8
1 給与規程が不備又は実態と乖離	5	3.3	4	2.6
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	2	1.3	0	0.0
3 勤務体制の整備が不十分	1	0.7	1	0.7
4 職員の健康診断が不十分	2	1.3	5	3.3
5 研修会等への参加が低調	0	0.0	1	0.7
6 職員の定着化対策が不十分	0	0.0	0	0.0
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0	0	0.0
8 その他	3	2.0	1	0.7
c 運営管理	53	34.6	44	28.8
1 会計事務処理が不適正	13	8.5	12	7.8
①会計事務処理が不適正	11	7.2	9	5.9
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	0	0.0	0	0.0
③措置費対象外経費の支出	0	0.0	1	0.7
④予算の執行が不適切	0	0.0	1	0.7
⑤発注、支払が未決裁	2	1.3	0	0.0
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	1	0.7	4	2.6
3 災害事故防止対策が不十分	8	5.2	7	4.6
4 契約の取扱いが不適切	6	3.9	4	2.6
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	3	2.0	4	2.6
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	3	2.0	0	0.0
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	2	1.3	2	1.3
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	0	0.0	1	0.7
①借入金・繰入金等の処理が不適切	0	0.0	1	0.7
②繰入金等の管理・執行が不適切	0	0.0	0	0.0
③引当金の経理が不適切	0	0.0	0	0.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	0	0.0	2	1.3
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	0	0.0	1	0.7
②会計責任者への辞令が未交付	0	0.0	1	0.7
8 施設設備の整備が不十分	3	2.0	2	1.3
①施設設備の整備が不十分	1	0.7	1	0.7
②施設設備の使用目的が不適切	2	1.3	1	0.7
9 経理規程が不備又は実態と乖離	1	0.7	2	1.3
10 施設長の兼務及び無資格	1	0.7	1	0.7
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0	0	0.0
12 直接処遇職員が未充足	3	2.0	2	1.3
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0	0	0.0
14 栄養士が未充足	1	0.7	0	0.0
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0	0	0.0
16 その他	14	9.2	5	3.3
指 摘 総 数	98		82	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$